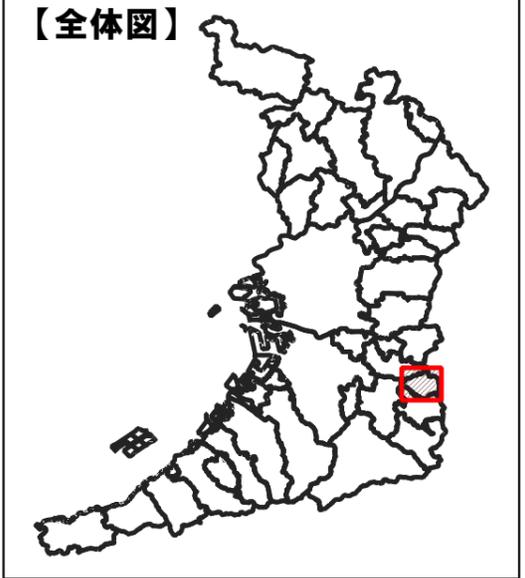
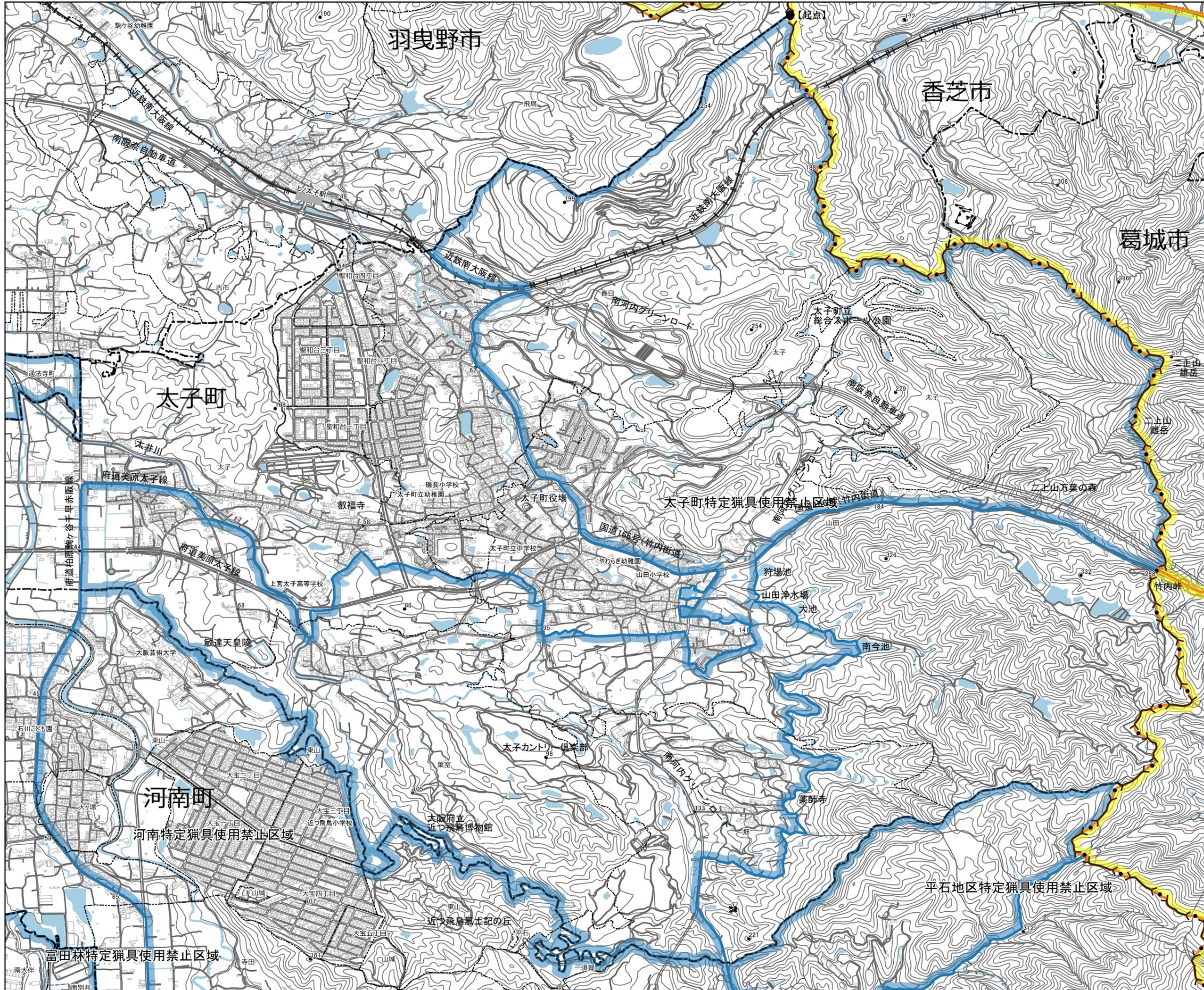


# 40 太子町特定猟具使用禁止区域

1:12000  
0 250 500 m



- 【凡例】**
- 鳥獣保護区
  - 鳥獣保護区特別保護地区
  - 特定猟具使用禁止区域(銃)
  - 鳥獣保護区(他府県)

**【指定区域】**  
大阪府と奈良県との境界線と、太子町と羽曳野市との境界線の交点を起点とし、大阪府と奈良県との境界線、国道166号、国道166号とグリーンロードとの接点から狩場池の西側を経て山田浄水場に至る線、山田浄水場から田畑と山林の境界線を進み、南今池の西側、今池の東側、薬師寺、町道畑竹内線(グリーンロード)を経て、同畑竹内線(グリーンロード)と、太子町と河南町との境界との接点に至る線、太子町と河南町との境界線、府道柏原駒ヶ谷早赤阪線、同美原太子線、町道太子葉室線、同太子葉室線と同少路葉室線との交点から市街化区域線を経て国道166号に至る線、国道166号、府道香芝太子線、近鉄南大阪線、太子町と羽曳野市との境界線を経て起点に至るまでの線で囲まれた区域

※この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したものです。各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。  
※他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認してください。